

松前町ふるさと納税（寄附金）協賛事業者募集要領

1 目的

本町のふるさと納税（寄附）の推進及び産業振興を図るため、本町への寄附者に対するお礼として地元特産品等の商品を提供してくれる町内事業者（以下「協賛事業者」という。）を募集する。

2 協賛事業者の要件

- (1) 本町に事業所を有すること
- (2) 町税の滞納がないこと
- (3) 法人又は代表者等が松前町暴力団排除条例（平成 23 年条例第 13 号）第 2 条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等でないこと

3 お礼の品について

(1) 要件等

- ①本町で生産・製造・加工されたもので、本町の特産品又は本町のPRに繋がるような商品とする。
- ②受注後速やかに発送できるものとし、飲食物については、到着後、十分な消費期限及び賞味期限が保証されるものとする。
- ③商品は、単品でも複数の商品の詰め合わせでも良い。
- ④1 協賛事業者で複数の商品を登録しても良い。
- ⑤お礼の品の価格には、商品代、梱包代、送料、消費税等を含むものとする。

4 協賛事業者のメリット

- ①本町のふるさと納税のホームページ等に商品を掲載することにより、企業名及び商品のPR効果が見込める。
- ②商品の発送の際にはカタログやチラシ等を同梱して発送することにより、自社商品等のPRを行うことができる。

5 申込方法

別紙申込書に必要事項を記入し、担当課まで提出すること。

受付は随時行うが、ホームページ等への掲載については、受付後の更新時とする。

6 選考

申込内容を要件に照らし合わせ、ふるさと納税に対するお礼の品として適当かどうかを総合的に判断する。

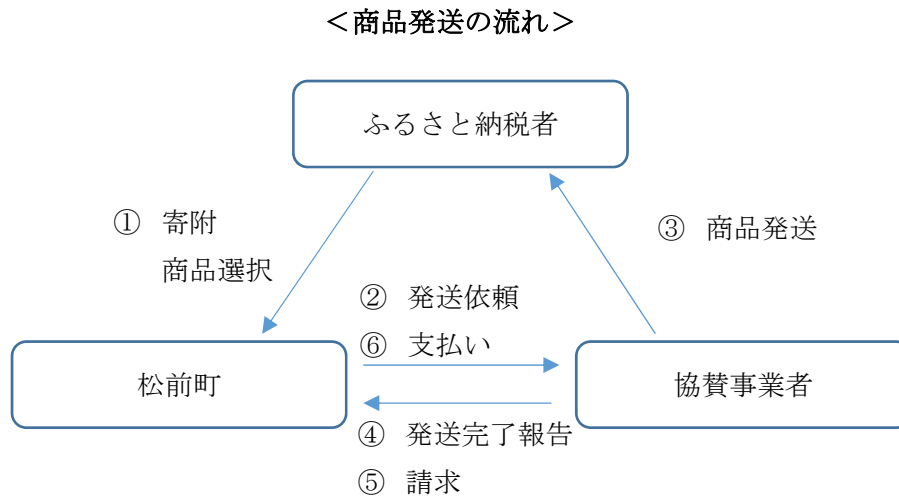
7 発送、納品について

- ① 商品については、販売中止又は終了を担当課へ届け出るまで継続して納品しなければならない。
- ② 商品の発送は原則協賛事業者が行うこととし、発送日の調整など寄附者と連絡をとる必要が生じる場合の対応も原則協賛事業者が行うこと。

- ③ 商品の発送にあたって、自社の商品カタログ、チラシ等を同梱して発送することができる。

8 商品代金支払いについて

本町負担額については、商品発送後請求書提出によって支払うこととする。



9 届出義務

次のいずれかに該当するときは、速やかに担当課まで届け出なければならない。

- ① 商品の発送に遅延が生じたとき
- ② 商品が販売中止又は終了となる恐れが生じたとき
- ③ 商品の品質及び発送過程等で事故等の問題が生じたとき
- ④ その他提案申込書の記載事項に変更が生じたとき

10 取扱いの中止

次のいずれかに該当するときは、取扱いを中止する。

- ① 提案内容に虚偽があったとき
- ② お礼の品及び協賛事業者が、本要領に定める要件を満たさなくなったとき
- ③ その他、町及び寄附者に損害を及ぼす行為があったとき

11 その他

個人情報の取扱いについては、松前町個人情報保護条例及び関係法令を遵守すること。

＜問合せ先＞

担当課：松前町総務部総務課 企画政策係

TEL 089-985-4103

FAX 089-985-4148

E-mail 331kseisaku@town.masaki.ehime.jp